

三好市図書館システム更新業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は三好市が発注する「三好市図書館システム更新業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

三好市図書館システム更新業務

(2) 業務内容

別紙 1 「三好市図書館システム更新業務に係る基本仕様書」による

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から 令和 6 年 2 月 29 日まで (予定)

(4) 委託金額の上限

30,929,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 以内とする

3. 参加者の資格要件

参加者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって公告日 (以下「基準日」という。) において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 基準日時点において、令和 5 年度三好市入札参加有資格業者名簿 (測量・建設コンサルタント又は物品・役務等) で登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 三好市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 28 日告示第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 三好市建設業者等指名停止等措置要綱（平成 28 年 5 月 31 日告示第 38 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。
- (7) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (8) 国税、県税及び市町村税を完納していること。（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）
- (9) 平成 30 年 4 月 1 日以降において、図書館システム更新業務もしくは導入業務を元請として完了した実績を有すること。

4. 本プロポーザルの実施方針等

(1) 選定方法

受託候補者の選定方法は、以下の要領による。

①審査機関

ア. 参加資格審査は本実施要領「5-(1)-②-ウ」に定める担当課において行う。

イ. 提案書等の審査は、選考審査委員会において行う。

②審査基準

審査基準については、別紙 5 に定めるとおりとする。

③審査要領

受託候補者の選定に係る審査は、次の要領により実施する。

ア. 参加資格審査

応募者に提出を求める本実施要領「5-(1)-①」に掲げる書類（以下「応募申込書等」という。）に基づき、本実施要領「3」に定める参加資格要件を満たしてい

るか審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果をメールで通知する。

- a. 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨
- b. 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

イ. 提案書等の審査

参加資格審査の通過者に提出を求める本実施要領「5-(2)-①」に掲げる書類（以下「提案書等」という。）等の内容に基づきプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、評点の合計の高さに応じ順位付けを行う。ただし、評点の合計が配点合計の60%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。

④審査における留意事項

- ア. 応募者が1者である場合であっても受託候補者の受託能力を測るため、審査要領により審査を実施する。
- イ. 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査結果の確定及び通知等

①審査結果の確定

- ア. 本実施要領「4-(1)-③-イ」の規定により確定した順位の最上位の者に本業務の契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。（以後受託者が決定するまで同様）
- イ. 審査の結果、評価点の総合計が同点となった場合は、価格提案書による評価点が高いものから順に順位を決定する。価格提案書による評価点が高くなる場合は、選考審査委員会で審議のうえ順位を決定する。
- ウ. 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

②審査結果の通知

- ア. 参加資格審査の結果通知参加資格審査の結果については、応募者全員に通知するとともに審査通過者の名称を三好市ウェブサイトで公表する。
- イ. 提案書等の審査の結果通知
提案書等の審査の結果については、提案書等の審査参加者それぞれに通知するとともにその概要を三好市ウェブサイトで公表する。

(3) プレゼンテーション等の概要

提案書等の審査に資するため実施するプレゼンテーション等の概要は次のとおりとする。

- ①提案書等の内容についてプレゼンテーション（手持ち資料又はマイクロソフト社パワーポイントを用いて）を 30 分程度行い、その後選考審査委員会によるヒアリングを 15 分程度行う。
- ②プレゼンテーションに用いる資料は、提出した提案書等の内容に即して作成しなければならない。ただし提出した提案書等を抜粋した資料は可とする。
- ③プレゼンテーション等の詳細については、審査参加者決定後、該当者に速やかに連絡する。

(4) 失格要件

応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は、即時失格又は調査により失格となる場合がある。失格となった場合、当事者にその旨を通知するとともに、審査前・審査中にあつては審査から除外し、審査後から本業務の契約締結までの間にあつては、受託候補者となる権利を喪失する。

- ① 本実施要領「3」の規定による要件を備えていないことが判明した場合
- ② 2 以上の応募を行った場合
- ③ 本プロポーザル期間中において、以下の者に直接、間接を問わず接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合
 - ア. 本プロポーザルの主催者
 - イ. 選考審査委員会委員
 - ウ. 担当職員（事務手続に関する事項は除く）
- ④ 本実施要領に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合
- ⑤ 応募申込書等、提案書等その他提出を要する書類（以下「提出図書」という。）が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ⑥ 提出図書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑦ 提出図書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑧ 提出図書に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑨ 他者の提出図書を盗用した疑いがあると認められる場合
- ⑩ その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合

(5) 費用負担

提出図書の作成、プレゼンテーション等の実施ほか、本プロポーザルに関して応募

者が要した費用は応募者の負担とする。

5. 提出図書の作成及び本プロポーザルに関する質問

(1) 応募申込書等の作成及び提出

応募申込書等の作成及び提出要領は次のとおりとする。

① 提出書類

次に掲げる書類一式を提出すること。

提出書類	様式等	適用
ア、応募申込書	様式 1	
イ、会社概要	様式 2	
ウ、実績調書	様式 3	

②提出要領

ア. 提出部数

応募申込書等（様式 1～様式 3） 正本 1 部、正本の写し 8 部

※様式 1～様式 3 の順番に並べ左上をステイプル止めし、A4（IS0216 準拠
以下同じ）クリアファイルに入れて提出すること。ただし、正本については
左上クリップ止めとする。

イ. 提出方法

持参又は郵送、宅配便等により担当課へ提出すること。郵送、宅配便等で提出の場合、表に「三好市図書館システム更新業務の委託に係る公募型プロポーザル応募申込書在中」と朱書きで明記すること。

ウ. 提出先（担当課）

三好市教育委員会 社会教育課

住所：〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ 1737-1

電話番号：0883-72-3900 FAX 番号：0883-72-3916

E-mail：shakaikyoku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

エ. 提出受付期間

令和 5 年 10 月 5 日（木）～令和 5 年 10 月 20 日（金）

※窓口の対応可能時間は、土・日・祝日を除く平日 8:30～17:00。

郵送、宅配便等による場合は、上記締切日 17 時までに担当課必着とする。

(2) 提案書等の作成及び提出

提案書等の作成及び提出要領は次のとおりとする。

① 提出書類

次に掲げる書類一式を提出すること。

提出書類	様式等	適用
ア. 提案書 (表紙)	様式 4	
イ. 業務内容に関する提案書	任意様式	図書館システム機能調査票を添付すること
ウ. 価格提案書	様式 5	
エ. 業務スケジュール	任意様式	業務内容に関する提案書へ記載すること

② 提案書の内容

「5-(2)-①-イ」の業務内容に関する提案書は、次の項目及び項目順に記載すること。

項目	内容等
事業者概要	・ 信頼性及び将来性に関する情報 (直近3年間の売上高、経常利益高と組織情報など)
	・ 自治体への取組方針、取組状況
	・ 個人情報保護及び情報セキュリティへの取組
	・ 他の自治体での業務受託実績やシステム導入の実績
基本的な考え方	・ 提案にあたっての基本的な考え方
	・ 提案の特徴やアピールポイント
	・ 本業務を受託するにあたっての留意点や重点箇所について
提案システムの概要・システムの機能 信頼性・安全性	・ 提案システム (パッケージ) のコンセプト、特徴など
	・ 提案システム (パッケージ) の導入実績
	・ 市が要求する機能に対し、具体的な実現方法など (システム基本仕様書との差異など)
提案システムの概要・システムの機能 データ移行	・ セキュリティ要件を担保し、かつ利用者の利便性の向上が図れる手法についての考え方
	・ 各種重要な情報のバックアップ及びリカバリーの考え方
	・ データの移行の考え方 (手順及び手法など)
	・ 運用、保守体制

システム運用保守	
信頼性・安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降のランニングコストの内訳 ・障害対策と障害対応への考え方
その他	その他システムや業務に対する有意義な追加提案があれば記載

③ 提出要領

ア. 提出部数

提案書等（様式 4～様式 5） 正本 1 部、正本の写し 8 部

a. 「5- (2) -①」、ア～エの順番に並べ左上をクリップ止めとする。

b. 提案書等は全て PDF 化し、CD-R1 枚に記録し提出すること。（様式ごとに別ファイルで保存し、ファイル名を「様式〇〇（該当番号と書類名を記入）」とすること。）

イ. 提出方法

持参又は郵送、宅配便等により担当課へ提出すること。郵送、宅配便等で提出の場合、表に「三好市図書館システム更新業務の委託に係る公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きで明記すること。

ウ. 提出先

本実施要領「5- (1) -②-ウ」に同じ

エ. 提出受付期間

令和 5 年 10 月 27 日（金）～ 令和 5 年 11 月 10 日（金）

※窓口の対応可能時間は、土・日・祝日を除く平日 8：30～17：00。

郵送、宅配便等による場合は、上記締切日 17 時までには担当課必着とする。

(3) 質問書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問については、以下の要領により受付、回答を行う。なお、質問内容は、本実施要領ほか市提示資料に関する事項、提出図書を作成・提出に関する事項並びに審査方法等に関する事項とする。

① 提出期間：

（応募申込書に関する質問）

令和 5 年 10 月 5 日（木）～令和 5 年 10 月 13 日（金）

（提案書に関する質問）

令和 5 年 10 月 27 日（金）～令和 5 年 11 月 2 日（木）

② 提出方法：「質問書（様式 6）」に必要事項を記入の上、電子メールに添付して

提出すること。

③ 提出先：代表メールアドレス宛（本実施要領「5-(1)-②-ウ」に記載）

④ 回答方法：

（応募申込書に関する質問）令和5年10月17日（火）までに三好市ウェブサイトにおいて回答する。

（提案書に関する質問）令和5年11月7日（火）までに三好市ウェブサイトにおいて回答する。

（4）留意事項

① 提出図書等の変更の制限

提出図書の提出後においては、提出図書に記載された内容の変更は認めない。

② 提出の確認について

本プロポーザルにおける全ての提出物については、担当課（送付先は「5-(1)-②-ウ」のとおり）まで提出するものとし、提出後電話にて到着確認を行うこと。

ア. 電子メールにて提出の場合（質問書のみ）

土・日・祝日を除く、8時30分～17時の間に到着するよう送付すること。

イ. 郵送・宅配等にて提出の場合

提出後電話にて到着確認をおこなうこと。又は配達記録の残る方法で送付し、応募者自身でも到着の確認を行うこと。

③ 辞退について応募申込書等の提出以降の辞退については、担当課まで電話にて連絡の上、「辞退届（様式7）」を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

6. その他

（1）契約等に関する事項

① 契約方法は随意契約とする。

② 委託金額は、受託候補者が提出した価格提案書を基準とするが、詳細な見積書を別に提出し、受託候補者及び三好市の合意の基にこれを決定するものとする。ただし、その額は本実施要領「2-(4)」で示した金額以内とする。

③ 受託候補者が、本プロポーザル終了後に本実施要領「4-(4)」に定める失格要件に該当すると認められた場合、又は三好市と受託候補者による本業務の契約締結交渉が不調となった場合は、次順位の者から順に契約交渉を行う。（再掲）

④ 選定された提案書に沿って実施するものとするが、よりよい内容とするため、三好市から提案を行うことがある。この場合、市からの提案を尊重し、市の合意の基、進めることとする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

(3) 提出図書の取り扱い

①提出図書の返却は行わない。

②提出図書の著作権は応募者に帰属する。

③主催者は、本プロポーザルの選定結果の公表や出版、その他主催者が執務上必要とする場合にのみ、提出図書の一部又は全部を使用できるものとする。

◇実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は次のとおり。なお、期日の定まっていないものについては決定次第公表する。

内容	日程	適用
プロポーザル開始の公告	令和 5 年 10 月 3 日 (火)	
質問の受付期間	令和 5 年 10 月 5 日 (木) ～ 令和 5 年 10 月 13 日 (金)	提出方法：電子メールにて提出
質問の回答日	令和 5 年 10 月 17 日 (火)	回答方法：左記の期日までに三好市ウェブサイトに掲載
応募申込書等の受付期間	令和 5 年 10 月 5 日 (木) ～ 令和 5 年 10 月 20 日 (金)	提出方法：持参又は送付
参加資格審査結果の通知及びプレゼンテーション等参加要請	令和 5 年 10 月 25 日 (水)	審査結果：応募した者全員に通知するほか、三好市ウェブサイトに掲載
提案書等の受付期間	令和 5 年 10 月 27 日 (金) ～ 令和 5 年 11 月 10 日 (金)	提出方法：持参又は送付
提案書の質問期間	令和 5 年 10 月 27 日 (金) ～ 令和 5 年 11 月 2 日 (木)	提出方法：電子メールにて提出
質問の回答日	令和 5 年 11 月 7 日 (火)	回答方法：左記の期日までに三好市ウェブサイトに掲載

プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和5年11月下旬	詳細については、参加者に別途通知
提案書等の審査結果通知	令和5年11月下旬	審査結果：参加者に通知するとともに、三好市ウェブサイトに掲載
契約締結交渉	令和5年11月下旬	
契約締結	令和5年12月上旬	
業務開始	契約締結日の翌日	